

〈証明書請求の際の注意事項〉

不明な点は職員にお気軽にお尋ねください。
下関市役所市民サービス課 TEL 083-231-1190

〈印鑑登録証明書〉(下関市で印鑑登録されている方)

- 必ず印鑑登録証を提示してください。(登録印鑑、本人確認書類や委任状等のみをお持ちいただいても請求に応じることはできません。)

〈住民票の写し・住民票記載事項証明書〉(下関市で住民登録をされている方)

- ご本人又はご本人と同一世帯に属する方以外の方が代理で窓口に来られる場合、委任者(請求者)からの委任状等の提出が必要となります。
- 第三者(二重線部分の方以外)からの請求の場合、請求事由の記載及び請求事由が確認できる資料の提出又は提示を求め、住民基本台帳法に基づき交付の可否を判断させていただきます。
- 住民票コード又は個人番号の記載については、職員に請求方法をお尋ねください。
- 外国籍の方の住民票について

①在留資格等とは、外国籍の方の区分と、その区分に応じた次の記載事項をいいます。

区分	特別永住者	中長期在留者	一時庇護許可者等	経過滞在者
記載事項	特別永住者 証明書番号	在留資格 在留期間及び満了の日 在留カード番号	上陸期間等	

②通称の履歴は、平成24年7月9日以降の通称の記載及び削除に関する事項に限られます。

〈戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本等〉(下関市に本籍がある方)

- 戸籍に記載されているご本人又はその配偶者、*直系尊属(父母・祖父母等)若しくは直系卑属(子・孫等)の方以外の方が代理で窓口に来られる場合、委任者(請求者)からの委任状の提出が必要となります。
*直系尊属・卑属には兄弟姉妹は含まれません。
- 第三者(二重線部分の方以外)からの請求の場合、請求事由の記載及び請求事由が確認できる資料の提出又は提示を求めることがあります。戸籍法に基づき交付の可否を判断させていただきます。

〈法人からの請求に必要なもの〉

	代表者(支配人)が 窓口に来られる場合	代表者(支配人)以外の方が窓口に来られる場合	
		法人からの請求書持参の場合	法人からの委任状持参の場合
住民票関係の請求	①、④、⑤	①、③、④	②、④
戸籍関係の請求		①、③、④、⑤	②、④、⑤

①請求書(社印必須)、②委任状(社印必須)、③社員証、④請求事由が確認できる資料、⑤代表者の資格証明書の原本(3ヶ月以内)

・請求書又は委任状に代表者印(社印可)の押印がない場合、交付に応じることができませんのでご注意ください。

〈戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本〉(下関市に本籍がない方)

- 戸籍に記載されているご本人又はその配偶者、直系尊属(父母・祖父母等)若しくは直系卑属(子・孫等)の方の戸籍を窓口で請求できます。
- 代理人及び第三者の方は請求できません。

◎ 受付の際に、窓口に来られた方(A)の本人確認をさせていただきます。

本人確認書類の例示は表面をご覧ください。

委任状

◎委任状は必ず全ての欄を委任者(請求者)(D)が記入してください。

〈あて先〉	下関市長	年	月	日	
〈代理人〉	(A) 住所				
氏名	生年月日	明・大 昭・平 西暦	年	月	日

私は、上記の者を代理人(窓口に来られる方)と定め、次の証明書の請求及び受領の権限を委任します。

※必要な証明書をよくご確認のうえ、下記に必ず□チェックを入れてください。

どなたの証明書が必要ですか	<input type="checkbox"/> 委任者本人 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> その他()
どのような証明書が必要ですか	<input type="checkbox"/> 住民票関係 <input type="checkbox"/> 住民票コード記載 <input type="checkbox"/> 個人番号記載 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 附票 <input type="checkbox"/> 住民票コード記載 ← 委任者の住所地へ郵送となります。 <input type="checkbox"/> 戸籍・除籍・改製原戸籍関係 <input type="checkbox"/> その他()

〈委任者〉	(D) 住所	氏名 (※)	印	生年月日	明・大 昭・平 西暦	年	月	日
自署の場合押印不要								

昼間連絡のつく電話番号

※身体上の都合により委任者(請求者)が自署できず代筆した場合は、委任者の氏名横に押印してください。